

# 吸収分割に関する事後備置書類

## (簡易吸収分割)

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項

2026 年 4 月 1 日

日本パーカライジング株式会社  
パーカープロセッシング株式会社 (旧パーカー加工株式会社)

2026年4月1日

## 吸収分割に係る事後備置書類

東京都中央区日本橋2丁目16番8号  
日本パーカライジング株式会社  
代表取締役 社長執行役員 青山 雅之

東京都中央区日本橋3丁目12番1号  
パーカープロセッシング株式会社  
代表取締役 社長執行役員 尾崎 文一

日本パーカライジング株式会社（以下、「分割会社」といいます。）及びパーカープロセッシング株式会社（2026年4月1日より、パーカー加工株式会社より社名変更）（以下、「分割承継会社」といいます。）は、分割会社と承継会社との間で締結した2025年12月25日付吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社が加工事業に関する権利義務の一部を分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下の通りです。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日

2026年4月1日

### 2. 分割会社における各手続の経過

#### (1) 吸収分割の差止請求

本分割は、会社法第784条第2項本文の規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求

本分割は、会社法第784条第2項本文の規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

#### (4) 債権者の異議

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年2月24日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を

述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における各手続きの経過

(1) 反対株主の差止請求

承継会社は、分割会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

承継会社は、分割会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および 3 項に基づき、2026 年 2 月 24 日付で官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。

4. 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本分割の効力発生日をもって、本分割契約に基づき、分割会社の本事業に関する権利義務を承継いたしました。

なお、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債の額は、以下のとおりです。

承継資産の額：71 億円（暫定値）

承継負債の額：0 億円（暫定値）

5. 吸収分割に関する変更登記をした日

本分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上